

生活排水処理基本計画

令和 8 年度～令和 12 年度

令和 7 年 11 月

外 ヶ 浜 町

第1章 はじめに

1. 計画策定の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、外ヶ浜町（以下「本町」という。）は、その区域内における一般廃棄物の処理について、一定の計画を定めなければならないとされています。

生活排水処理基本計画（以下「本計画」という。）は、本町が長期的・総合的視点に立って、計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年次における計画処理区域内の生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めるものとします。

2. 対象地域

本計画の対象地域は、外ヶ浜町全域とします。

3. 対象廃棄物

本計画の対象となる廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物のうち、生活排水とします。

4. 計画期間

計画期間は令和8年度から令和17年度までの10年間とし、令和8年度から令和12年度までの5年間の前期、令和13年度から令和17年度までの5年間の後期とします。

なお、本計画は国の指針に基づいて概ね5年ごとに改定する他、社会の動向や法制度動向等、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合でも見直すものとします。

5. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき策定するものです。このため、本計画を本町における廃棄物行政の最上位計画に位置付け、生活排水の適正処理等を計画的かつ適正に行うための基本的な考え方を整理し、これらを具体化するための施策等を取りまとめます。

また、策定に際しては、上位計画である「総合計画」や「環境基本計画」等と整合を図り、関連方針・関連計画・事業計画との整合を図ります。

第2章 外ヶ浜町の地域概況

1. 位置と自然

本地域は、津軽半島北東部に位置し、北は津軽海峡を隔てて北海道と相對する旧三厩村から、半島のほぼ中央に位置する旧平館村及び旧蟹田町まで、東西27km、南北25km、約230k㎡の面積を有する農山漁村地域です。

地勢は、津軽半島の中央部を南北に走る中山山脈が西側に連なり、この山脈から海岸線に向けて流れる河川沿いに緩やかな平地部が形成され、集落と耕地のほとんどは河川の流域及び海岸線に沿って位置しています。総面積の90%が山林で、その多くは国有林野であり、農用地及び宅地の割合はわずかとなっています。

本地域は、津軽国定公園龍飛崎、松前街道など、風光明媚な景観が多く、海、山、川の豊かな自然環境の中で、固有の伝統と文化が受け継がれ、多彩な観光資源を有しています。

気象は、一般に夏季が短く冬季が長い積雪寒冷地帯であり、年平均気温は9.5℃でほぼ県平均並、年降水量は約1,500mmで県平均よりも多くなっています。春の終わってから夏にかけてオホーツク海の冷氣を含んだ偏東風により低温が続くことがあり、農作物に悪影響を与えることもあります。また、冬は偏西風が強く、降雪が11月下旬から3月下旬まで続くことから、交通等の日常生活に支障をきたすこともあります。

2. 人口動向

令和2年の国勢調査による外ヶ浜町の人口は、5,401人で、平成27年の人口6,198人に比べ、797人、12.9%の減少となっています。

昭和35年に18,259人あった人口は、その後の国勢調査毎に減少を続け、この60年間で1万3千人が減りました。原因としては、農林漁業経営が不安定なこと、雇用の場が少ないこと、生活環境整備が遅れていることなどがあげられますが、特に若年者の流出、出生率の低下が人口減少への悪循環を招いていると言えます。

総人口に占める若年者比率は、昭和45年から平成2年までは、概ね20%で推移していましたが、平成2年から平成22年までの20年間では、20.4%から11.7%へと大幅に低下しています。逆に高齢者比率は、この20年間で20.2%から39.8%へと著しい伸びを示しています。

今後の見通しについて国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、当町の人口は年々減少し町村合併後、25年が経過する令和12年の人口は、平成22年に比べ、3,222人減の3,866人程度になるものと見込まれます。また、若年者比率は令和12年には4%以下まで低下する一方で、高齢者比率は令和12年には55%を超えるものと見込まれます。こうした少子高齢化の急速な進展は、福祉、教育の面で、今後より一層の施策の充実が求められることとなります。

本地域の人口は、社会経済条件や産業構造に変化がないとすれば、今後とも人口減少に

歯止めがかからない状態が続くものと予想されます。

3. 産業経済

本地域の産業別就業人口の推移をみると、昭和 35 年に就業人口の 7 割を占めていた第 1 次産業が年々減少を続け、昭和 60 年以降は第 2 次産業及び第 3 次産業の割合を下回り、平成 2 年からは第 3 次産業が第 2 次産業を追い越して、就業人口の 4 割近くを占めるようになっていきます。

産業構造を簡単な数字で表すと、就業人口の割合では、第 1 次産業が 2 割、第 2 次産業が 2 割、第 3 次産業が 6 割で第 1 次、第 2 次産業と第 3 次産業の差が大きくなっており、生産額では、第 1 次産業が 1 割、第 2 次産業が 2 割、第 3 次産業が 7 割（令和 2 年）と、第 1 次産業と第 3 次産業の格差が大きくなっています。

交通条件については、近接する県都青森市を起点に、旧三厩村に至る延長 76km の国道 280 号が本地域と青森市を結ぶ唯一の生活及び産業道路であり、蓬田・蟹田間のバイパスが完成したことにより青森市へのアクセスが便利になりました。また、津軽半島を横断し西北五地域とのアクセスが可能になった県道鰹ヶ沢蟹田線と、これに接続する県道今別蟹田線が主要な役割を果たしています。

蟹田～脇野沢間のカーフェリーは、津軽、下北、渡島の三つの半島を結ぶ重要な交通手段となっているほか、平成 27 年度に北海道新幹線が開通したことにより、本地域は津軽海峡地域の交通拠点となっています。

本地域における産業振興の現状をみると、積雪、低温等の気象条件や基幹的交通基盤の遅れなどが産業全般に大きな影響を及ぼしており、基幹産業である農林水産業の生産性を高め、地域資源の循環を重視した製造業、サービス業や観光を軸とした勤業間の関連による新たな産業の育成を図っていくことが課題となっております。

4. 将来計画

21 世紀前後から、社会経済情勢と国の施策はめまぐるしく変化し、地方に大きな影響を及ぼしています。こうした時代背景の中、平成 17 年 3 月 28 日で合併した本町においても、少子高齢化の進展や住民ニーズの多様化・高度化、情報通信技術の高度高速化、財政状況の悪化など、取り巻く環境の変化は枚挙にいとまがありません。こうした社会変化に即応できる地方自治体として将来にわたり適切かつ効率的な行政サービスを提供するための行財政基盤の強化が求められます。

私たちの暮らしの中にある課題を見つけ、めざすべき地域の将来像を実現するため次の 6 つの柱を骨子として組み立て、また、町民各位から示された重要なビジョンを実現するため、町民と行政が協力し新しい町への協働作業を進めていきます。

- 1, 豊かな自然環境と共存するまちづくり（郷土の保全、交通基盤の整備）
- 2, 健やかに暮らせるふれあいのまちづくり（保健・医療・福祉の充実）
- 3, 地域特性を活かした産業が躍動するまちづくり（産業の振興・雇用の拡大）
- 4, 安心して住み続けていたいまちづくり（生活環境の整備）
- 5, 誇りと愛着のあふれるまちづくり（教育・文化の振興）
- 6, 住民の協働によるまちづくり（地域社会の形成）

第3章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水の現況

(1) 生活排水処理の状況

本町における生活排水の状況は、表 3-1-1 のとおりであり、町内での生活排水処理については、大部分が適正な処理がされていないのが現状です。

表 3-1-1 生活排水の処理形態別人口

単位：人

区 分		令和6年度 (現状)
生活排水処理形態別人口	1. 計画処理区域内人口	4, 9 2 5
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口	1, 6 1 4
	(1) コミュニティ・プラント人口	0
	(2) 合併処理浄化槽人口	6 1 9
	(3) 公共下水道人口	9 9 5
	(4) 農（漁）業集落排水施設人口	0
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	6 1 6
	4. 非水洗化人口	2, 6 9 5
	(1) し尿収集人口	2, 6 9 5
	(2) 自家処理人口	0
	5. 計画処理区域外人口	0

(2) し尿・浄化槽汚泥の状況

①処理主体

本町における生活排水の処理主体は表 3-1-2 に示すとおりです。

表 3-1-2 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる 生活排水の種類	処理主体
合併処理浄化槽	し尿及び生活排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿及び生活排水	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	青森地域広域事務組合

②処理量

本町における生活排水の処理量は表 3-1-3 に示すとおりです。

表 3-1-3 生活排水の処理量

単位：kl/年

	平成 5 年度	令和 6 年度
合併処理浄化槽汚泥	465	594
単独処理浄化槽汚泥	1, 263	1, 168
生し尿	1, 047	604
合計	2, 775	2, 366

(3) 課題の整理

本町の生活排水処理に係る課題を整理すると以下のとおりとなります。

- ・生活排水処理率が低い
- ・公共下水道の建設の進捗が低い
- ・公共下水道への接続率が低い
- ・合併処理浄化槽の設置が進捗していない

2. 生活排水処理基本計画

(1) 基本理念

本町では、平成2年の「水質汚濁防止法」の改正により、生活排水対策を推進する枠組みが整備され、県による生活排水対策重点地域の指定や市町村による生活排水推進計画の策定等が規定されたことから、居住環境の改善と河川、海域等の公共用水域の水質保全を目的とした対策が求められているところであります。

陸奥湾水域の水質環境基準（類型指定A-I）の維持達成を目的として、もっとも合理的な下水道整備のあり方を示した「陸奥湾水域流域別下水道整備総合計画・9年版」が青森県により策定され、本町も同計画の調査区域に含まれており、特定環境保全公共下水道基本計画を策定し事業を実施しています。これにより本町では、生活排水対策推進を積極的に行い、浄化施設等の整備により、陸奥湾に流入する生活排水の汚濁負荷を軽減する取り組みを行ってきています。

一方、生活排水の汚濁負荷をさらに低減するためには、下水道や農業集落排水施設、漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の整備により、適切に処理する必要があります。

しかし、本町では令和6年度末現在、これらの生活排水処理施設による処理人口比率は、町内人口の33%と低い状況となっており、台所排水等の生活雑排水は全人口の約67%に相当するものが未処理で河川等の公共用水域に排出されています。

このため、下水道等の整備と併せて、整備後には各戸の接続率を向上させることが急務となっています。

(2) 基本方針

家庭等から排出される汚濁負荷量を削減のため、次の整備、対策の強化を図ります。

- ・下水道の整備（施設の整備促進、下水道への早期接続及び施設の適正な維持管理等）
- ・浄化槽対策（合併処理浄化槽の普及促進、既設単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進、浄化槽の維持管理の強化等）
- ・生活排水対策（家庭でできる浄化実践活動の推進等）
- ・排水路浄化施設による水質浄化対策（陸奥湾流域の生活排水の水質浄化）

(3) 計画の目標の設定

上記の基本方針を達成するため、当初の目標を変更して新たな年次目標を設定し、計画処理区域内人口については令和12年度までの計画と位置付け、令和13年度に新目標を設定した処理形態別人口を表3-2-1に、施設整備の概要を表3-2-2に示します。

表 3-2-1 生活排水の処理形態別人口の目標

単位：人

区 分		令和6年度 (現状)	令和13年度 (目標)
生活排水処理形態別人口	1. 計画処理区域内人口	4, 9 2 5	3, 9 3 2
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口	1, 6 1 4	1, 7 8 2
	(1) コミュニティ・プラント人口	0	0
	(2) 合併処理浄化槽人口	6 1 9	6 5 4
	(3) 公共下水道人口	9 9 5	1, 1 2 8
	(4) 農（漁）業集落排水施設人口	0	0
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	6 1 6	5 3 2
	4. 非水洗化人口	2, 6 9 5	1, 6 1 8
	(1) し尿収集人口	2, 6 9 5	1, 6 1 8
	(2) 自家処理人口	0	0
	5. 計画処理区域外人口	0	0

表 3-2-2 施設整備計画の概要

施設名	計画処理区域	計画処理人口	整備予定年度	事業費見込額
合併処理浄化槽	公共下水道建設の認可が出ている地域を除く全町	9 0 人	令和8～12年度	4, 5 3 0 千円

(4) 基本方針に基づく施策の展開

①し尿、浄化槽汚泥の収集運搬について

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、上磯地区では12許可業者が収集運搬業務を行っており、青森地域広域事務組合による上磯クリーンセンター（外ヶ浜町、今別町、蓬田村で構成）の施設使用の許可を受けています。

今後も、適正な収集運搬が行えるよう、許可業者に対する啓発を行います。なお、収集運搬業の新規参入については、協議のうえ決定します。

②し尿処理施設について

外ヶ浜町のし尿、浄化槽汚泥については、青森地域広域事務組合の上磯クリーンセンター（外ヶ浜町、今別町、蓬田村で構成）で処理を行っています。このセンターは30kL/日（し尿22kL/日、浄化槽汚泥8kL/日）の処理能力があり、処理水は蟹田川へ、汚泥及びし渣は、隣接する外ヶ浜町ごみ処理施設で焼却処理しています。

今後も、組合とともに適正な維持管理を行います。

③その他

住民に対しての生活排水処理の必要性の周知徹底を図るため、広報や啓発活動を積極的に推進します。特に家庭の台所での生活排水対策等、家庭で出来る対策について周知を図ります。

また、合併処理浄化槽設置後は、定期的な保守点検、清掃および11条法定検査等の維持管理が必要となるため、広報等を通じてその重要性について周知徹底を図ります。